

# 令和5年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務を委託するに当たり、委託候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

## 2 企画提案競技に付する業務

### (1) 委託業務名

青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

### (3) 委託内容

別添「青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 委託料（経費見積限度額）

9,656,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 3 企画提案内容

「令和5年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）・（イノシシ）」における目標達成に向けた以下の猟法による捕獲体制・設定理由等

### (1) 銃猟（巻狩猟、忍び猟）

### (2) わな猟（箱わな、くくりわな）

## 4 企画提案競技への参加要件

次の要件を満たす者とする。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第13条の6に該当する者であること。

(2) 効果的な捕獲および安全に業務を遂行するため、本県におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲の現状等に精通していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立がない者であること。

(5) 民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立がない者であること。

(6) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団又は暴力団員の統制の

下にある者でないこと。

## 5 参加表明書の提出

令和5年9月11日（月）17時までに、参加表明書（別紙様式）を「7 提出先」まで持参又は郵送により提出すること。

なお、参加要件を審査し、参加資格を有しないと認められる者については、本手続への参加を認めない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

## 6 企画提案書等の提出

令和5年9月25日（火）17時までに、以下の書類を「7 提出先」まで持参又は郵送により提出すること。

(1) 企画提案書 1部

(2) 概算見積書 1部 ※消費税及び地方消費税を含めること。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証写し（委託事業期間に有効であるもの）又は鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に該当することが確認できる資料

[留意事項]

- ・ 企画提案書はA4縦版片面印刷で、カラー印刷可、クリップ留めとすること。
- ・ 企画提案書の表紙には、タイトル「令和5年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務企画提案書」及び提案者名（会社名）を記載すること。ただし、表紙以外には会社名、会社のマークその他企画提案者が特定できるものを記載しないこと。
- ・ 企画提案書の内容は別紙2を参考に作成すること。
- ・ 概算見積書はA4版片面印刷で（縦横いずれも可）、2ページ以上になる場合はそれぞれクリップ留めとすること。
- ・ 企画提案は1案のみとすること。
- ・ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、企画提案者の負担とする。
- ・ 企画提案に係る質問は、令和5年9月6日（水）17時までに文書（持参、郵送、FAX又はメール）で行うこと。ただし、軽微な質問については電話でも可とする。
- ・ 質問への回答は、質問者に回答するとともに、県ホームページの「青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務企画提案競技」のページに掲載する。
- ・ 提出書類は返却しない。

## 7 提出先

〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県環境生活部自然保護課  
(TEL.017-734-9257 FAX.017-734-8072 E-mail shizen@pref.aomori.lg.jp)

## 8 企画提案競技の審査方法及び委託候補者の選定

(1) 青森県環境生活部自然保護課に審査会を置く。

(2) 審査は、書類審査とする。

(3) 審査会において、別に定める評価基準により企画提案書及び概算見積書を審査及び

採点し、合計点の最も高い者を委託候補者として1者選定する。

なお、評価基準については別に定めるものであるが、その概要については、概ね以下のとおりである。

- ① 実施時期、実施場所及び稼働人数が「令和5年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に即した内容となっており、実現可能かつ効果的な捕獲が期待できるか
  - ② 捕獲情報の収集について、捕獲数や目撃数、場所を記載した作業日報を適切に管理し、実績報告時に分析できる内容となっているか
  - ③ 令和5年度指定管理鳥獣生息状況調査委託業務に協力できる体制となっているか
  - ④ 住民の安全確保について適切な対応がとれるか
  - ⑤ 捕獲対象地域における市町村等との調整
  - ⑥ 概算見積書の内容は妥当か
- (4) 審査結果については、審査終了後に速やかに文書で通知する。
- (5) 採用となった企画提案内容については、当該内容に限定されるものではなく、必要に応じて県と委託候補者が協議するものとする。